

公益社団法人青森県観光連盟表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、青森県の観光振興に顕著な功績のある者を表彰し、広く観光思想の普及を図ることで、本県観光事業全般の振興発展に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 観光功労者表彰
- (2) 感謝状

(観光功労者表彰)

第3条 観光功労者表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 観光地の宣伝、観光客の誘致等に顕著な功績のある者
- (2) 観光資源の保護、観光地等の環境美化、接遇の向上等に顕著な功績のある者
- (3) 観光関係団体の役員として永年勤続し、顕著な功績のある者
- (4) その他観光の振興に特に顕著な功績があると認められる者

(感謝状)

第4条 感謝状の対象者は、本県観光振興事業等の発展に積極的に協力し著しい功績があった者とする。

(表彰候補者の推薦)

第5条 会員は、毎年度2月末日までに、第2条各号のいずれかに該当する者（以下、「該当者」という。）を表彰候補者推薦書（第1号様式）により公益社団法人青森県観光連盟理事長（以下、「理事長」という。）に推薦することができる。

(表彰)

第6条 理事長は、前条の規定による推薦があつたときは、理事会の審査を経て、表彰者を決定し、表彰を行う。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、表彰者を決定し、表彰を行うことができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、該当者に対して表彰状を授与して行う。

- 2 前項の規定により表彰状を授与するときは、副賞として記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、総会の際に行う。ただし、必要があるときは臨時に行うことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人青森県観光連盟の設立の登記の日から施行する。